

議第 78 号

呉市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

呉市水道事業給水条例（昭和 35 年呉市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|--------|----------|--|--------|----------|
| （給水装置の構造及び材質） 第 8 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。） <u>第 5 条</u> に規定する基準に適合しているものでなければならない。 （手数料） 第 39 条 管理者は、次の各号の区分により、別表に掲げる額の手数料を申込者から徴収する。 (1) 第 7 条第 1 項に規定する指定をするとき。 (2) ・ (3) 略 2 略 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 42 条 管理者は、水道を使用しようとする者又は使用者の給水装置の構造及び材質が令 <u>第 5 条</u> に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 略 別表（第 39 条関係） 手数料表 | | | （給水装置の構造及び材質） 第 8 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。） <u>第 6 条</u> に規定する基準に適合しているものでなければならない。 （手数料） 第 39 条 管理者は、次の各号の区分により、別表に掲げる額の手数料を申込者から徴収する。 (1) 第 7 条第 1 項に規定する指定（ <u>当該指定の更新を含む。</u> ）をするとき。 (2) ・ (3) 略 2 略 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 42 条 管理者は、水道を使用しようとする者又は使用者の給水装置の構造及び材質が令 <u>第 6 条</u> に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 略 別表（第 39 条関係） 手数料表 | | |
| 種類 | 種別 | 金額 | 種類 | 種別 | 金額 |
| 呉市指定給水装置工事事業者指定手数料 | 1 件につき | 10,000 円 | 呉市指定給水装置工事事業者指定手数料 | 1 件につき | 10,000 円 |

| | | | | |
|---|--|--|--|-------------|
| | | | 呉市指定 1件につき 給水装置 工事事業 者指定更 新手数料 | 10,000 円 |
| 略 | | | 略 | |

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。